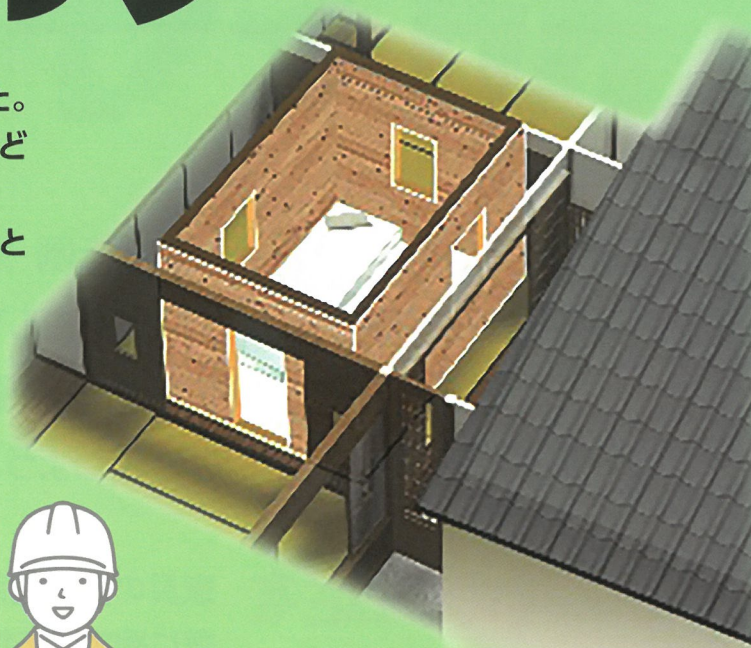


地震から命を守る 耐震シェルター

過去の大きな地震では多くの尊い命が失われました。
その死亡原因で大部分を占めるのが家屋の倒壊など
による窒息死・圧死です。

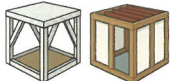
地震で住宅が倒壊しても、一定の空間を確保すること
ができる「耐震シェルター」。

もしもの時に命を守るために設置しませんか？



耐震シェルターってどんなもの？

寝室など、住宅内の一部に強固な箱型の
空間(シェルター)を設置し、家屋の
倒壊から身を守る
構造物のことです。



設置費用の一部を補助します

対象経費の **1/2** 上限75万円

四日市市耐震シェルター設置事業補助金

対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工している3階以下の木造住宅
- ・三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による評点が0.7未満 ※
- ・現に人が居住し、又は居住が見込まれる住宅
- ・以前に四日市市の耐震シェルター設置事業、木造住宅耐震補強計画費、木造住宅耐震補強工事の補助金の交付を受けていない住宅

※昭和56年5月31日以前に建築工事に着工している木造住宅は無料で耐震診断が受けられます。



交付の対象

市内の対象住宅の1階部分に耐震シェルターを設置しようとする者に対し、補助金を交付

補助金の額

補助対象経費(購入費、設置費、工事費)の1/2以内(千円未満切捨て)、上限は75万円

お問い合わせ先

四日市市危機管理課

TEL059-354-8119 / FAX059-350-3022
E-mail : kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

